

提出された意見とその意見に対する土浦市議会の考え方

No.	意見	土浦市議会の考え方	基本条例(素案)の修正
1	(第8条) ここで定められた内容に基づく議員の活動内容が、十分になされていない場合に罰則を設けるか、活動に対して意見を申し立てる機関の設置などを盛り込んだ付則を付けてほしい。市民の声が届きやすい形を取るべきであると思います。	議員がこの活動原則を遵守するために、第20条 第1項に定めているように研修を行うこととしております。 また、第25条 第1項及び第2項において、この条例の目標達成についての検証とその結果に基づいて、条例改正を含む適切な措置を講じることとしております。 なお、規定している活動原則に反しているか否かを見極めることは困難であるとともに、「原則」とは「義務」と異なることから罰則を設けることはできないと解せられます。	
2	(第13条) 「議会報告会」の名称を「議会報告及び意見交換会」として、会の内容を正確に知らせることにより、より多くの市民が興味をもって参加することと思います。	議会報告会については、議会報告会実施要項を策定し、それに従い運営していきます。 「開かれた議会」を目指す上でご意見の趣旨は理解できることから、市民が興味を持てるよう工夫して参ります。	
3	(第14条 第2項) 本会議の一般質問は全て一問一答方式で行っていただきたい。これは質問即答弁が行われることにより、論点が明確になり傍聴している市民にも解り易いためである。	論点を明確にするためには一問一答方式が望ましいが、意思決定機関である議会において、議会運営に過誤が生じてはならないことから慎重に運用すべきです。したがって、最初から全てを一問一答方式にするのではなく、選択制としました。 両方式を併用している先進地においては、運用していく中で大半が一問一答方式に移行している様子なので、本市議会においてもそのようなようになっていくものと考えています。	
4	(第16条 第1項) 市長の提案説明の項目に「関係ある法令及び条例等」を追加して、提案の根拠をより明確にしていきたい。	ご意見の内容は、第1号の「政策等の提案に至った背景」に包含されていると解しておりましたが、より分かりやすくするために新たに追加することとします。	第4号として「関係法令及び条例等」を追加し、第4号から第6号を繰り下げます。
5	(第19条) 政策討論会を公開して、重要な政策や課題がどのような討論を経て、政策立案・提言に至るかを市民が知る機会を作っていただきたい。	第12条(会議等の公開)において「その他の会議についても公開に努めるものとする。」と定めていることから、非公開にすべき案件を除き公開されるものと考えます。	

No.	意見	土浦市議会の考え方	基本条例(素案)の修正
6	<p>(第23条 第2項) 議員の定数などについて、市民の意見を参考にしてと書かれているが、果たして市民の意見がどの程度取り入れられているのか、市民の気持ちから離れていることは、はっきりしているように思います。</p>	<p>この条項では、議員定数を定める基本的な考えを規定しており、その中で市民の意見は尊重されなければなりません。何をもちて市民の意見とするかは難しい。 そのようなことから、市民の意見の取り扱いについては、定数を定める絶対的な根拠とはし難いので、あくまでも参考意見として取り扱うこととなります。</p>	
7	<p>(第24条) 報酬についても、直接請求はほとんど却下されています。委員会や議員が提出するというのではなく、厳しくするチェックする第三者機関を設置して、その機関からの提出する形が望ましい。市民の血税から支払われるのです、あくまでも報酬であり、月収ではないので活動に準じて支払われることが妥当であると思う。 また、費用弁償ということで、委員会に出たときに議員に支払われるが、私たち市民が委員会へ出席していただくのは問題がないと思いますが、議員は委員会活動で報酬を受けているのであれば、二重の受取になると思います。条例があるとか聞きますが、現に受取を止めている市町村の議員がいるのですから、土浦市の議員も率先して、条例か規約を改めるべき行動を起こしていただきたいと思います。</p>	<p>市長の諮問機関である土浦市特別職報酬等審議会が設置されており、議員報酬を改正するにはその審議会に意見を求めた上で総合的に判断することも考えられます。 議員の場合、費用弁償は本会議や付託された議案等を審議するために常任委員会や特別委員会等に出席した際に支給されるもので、議論した結果、廃止すべきとの意見もありましたが、平成23年4月に引き下げた経緯を踏まえて今回は現状維持とする結論に至りましたのでご理解願います。 ご意見にある費用弁償は、審議会等に出席した際に支払われる特別職報酬のことと推察しますが、市の特別職の報酬条例でその支給金額等は定められています。</p>	
8	<p>前文にあるように、議会の意思決定機関としての役割の自覚、及び自由闊達な討議と政策提言に期待します。 具体的には、第4章 市民と議会との関係における「議会報告会」と、第6章 議会機能の充実強化における「政策討論会」の実現、及び「議員研修」の充実に期待します。 「不断の改革を続ける」という土浦市議会の決意を確かなものにしてください。</p>	<p>この議会基本条例(素案)は、「開かれた議会」、「議会の活性化」、「議会の機能強化」を改革の視点として策定したものです。 ご意見をいただいたように、自由討議や議会報告会等を確実に実行し、改革の視点を実現することで、この条例の目的を達成するよう推進して参ります。</p>	